

若者を応援する就職奨励金はこんな制度です

対象者

次の①～③の全てに当てはまる29歳以下の人です

- ①大学や専門学校、高校などを卒業後1年以内に、市内に本社のある中小企業に就職した
- ②申請時点で本市に住民登録があり、同一企業で6か月以上継続して働いている
- ③令和4年4月1日以降に正規従業員になった

市外に本社のある企業に就職した場合でも、最初に市内の事業所などに配属された人は、交付の対象になります

就職先の中小企業は次のいずれかです

- 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する
- 社会福祉法に基づき設立された社会福祉法人
- 医療法に基づき設立された病院
- その他の法人、団体（協同組合、商工会、同業組合、学校法人）

企業の採用担当者に聞きました

若手の積極的な採用に力を入れています。若い人たちの柔軟な考えや新しいことに挑戦する行動力は、会社にとって大きな力ですよ。社員には、市内の大学を卒業して入社した人もいます。この制度が後押しして、高崎で就職する若者がもっと増えることを期待しています。会社としても、これからも若い人たちの受け皿になっていきたいと思っています。

会社にとって若者は大きな力です



櫻井 峻さん
(小売販売業・筑縄町)

交付額

1人あたり10万円。電子地域通貨「高崎通貨」で交付します。

高崎通貨を利用するには、スマートフォンのアプリのダウンロードなどが必要です。詳しくは、市ホームページで確認してください

申請方法

10月1日(土)から、市ホームページで電子申請により受け付けます。

申請には次の書類が必要です

- 在職証明書（様式は市ホームページからダウンロードできます）
- 卒業証明書など、労働契約締結前の1年以内に大学などを卒業したことが分かる物

「高崎通貨」は市内の店舗で利用できる電子地域通貨です

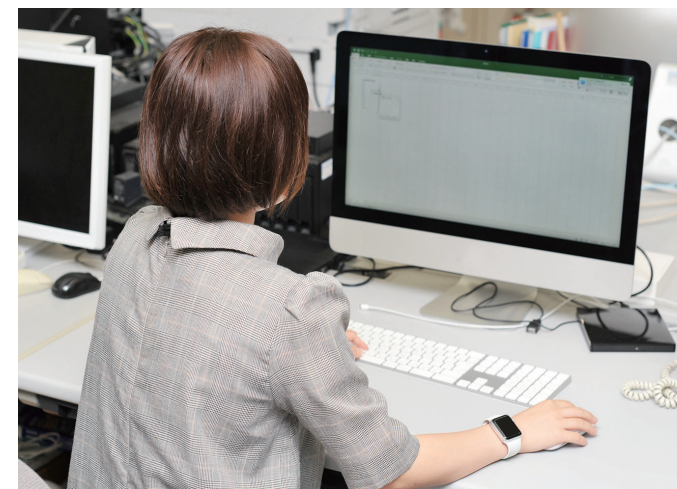
高崎通貨は、スマートフォンのアプリを使った電子地域通貨です。店頭で置かれた2次元コードを読み取って、簡単に支払いができます。



店舗を営む皆さまへ 高崎通貨の加盟店を募集中です

市は、高崎通貨の加盟店を募集しています。高崎通貨は、みずほ銀行が提供するスマホ決済サービス「J-Coin Pay」を利用します。新たな機器の設置は不要で、登録料もかかりません。高崎通貨の手料金は市が負担します。すでにJ-Coin Payの加盟店になっている店舗は、手続き不要で高崎通貨の取り扱いができるようになります。

申し込みは、市ホームページ（右記）にある申し込みフォームから行ってください。詳しくは、商工振興課（☎321-1256）にお問い合わせるか、市ホームページで確認してください。



中小企業の人材確保と若者の市内定着を促進

市内の中小企業に就職した若者に10万円分の就職奨励金を交付します

対象となるのは、次の①～③の全てに当てはまる29歳以下の人です。

- ①大学や専門学校、高校などを卒業後1年以内に、市内に本社のある中小企業に就職した
- ②申請時点で本市に住民登録があり、同一企業で6か月以上継続して働いている
- ③令和4年4月1日以降に正規従業員になった

市外に本社のある企業に就職した場合でも、最初に市内の事業所などに配属された人は

市は、市内の中小企業に就職した若者に、10万円分の就職奨励金を交付します。これは、中小企業の人材確保を支援し、若者の本市への定着・流入を促進するためのものです。

市は、市内の中小企業に就職した若者を対象に、就職奨励金を交付します。金額は10万円です。市内で使える電子地域通貨「高崎通貨」として交付。中小企業の人材確保と若者の本市への定着を促進し、市内経済の活性化にもつなげます。今回事業では、就職奨励金の概要や高崎通貨の加盟店募集などについてお知らせします。問い合わせは、産業政策課（☎321-1255）へ。

は、交付の対象になります。交付を受けるには、申請が必要です。申請は10月1日(土)から受け付けます。申請方法や就職先の企業の要件など詳しくは、左ページか市ホームページで確認してください。

就職奨励金は電子地域通貨「高崎通貨」で交付

奨励金は、市内の加盟店で使える電子地域通貨「高崎通貨」として交付します。高崎通貨を使うには、スマートフォンのアプリを利用。店頭で2次元コードを読み取って、簡単に支払いができます。

市ホームページ

